

令和7年度糸満市農業用資材等臨時支援事業補助金のご案内

【実施期間：令和7年8月1日（金）～ ※予算がなくなり次第、終了】

物価高騰に伴う農業用資材等の価格高騰により、農業者の経営が逼迫していることから、農業経営を継続し、安定的な経営が行えるようにするために、農業資材等の購入に係る費用を一部補助します。

なお、当該補助金は予算の範囲内において行います。



対象者

農業を営む者（農家として税の申告を行っている者）で、次のいずれかにあてはまる方が対象となります。

- ・糸満市内に住所を有する個人
- ・糸満市内に本社を有する法人（農業生産法人等）



補助率

農業用資材等の補助対象品目に係る価格高騰額の約50%(税抜)。

※補助対象品目は糸満市ホームページ又は申込先(農業用資材等購入店舗)にてご確認ください。

申込方法

申 込 先：沖縄県農業協同組合糸満支店、沖縄県花卉園芸農業協同組合、沖縄県酪農農業協同組合、株式会社 金城商事、共栄飼料 株式会社、琉球飼料 株式会社 等

申込書類：「糸満市農業用資材等臨時支援事業補助金申込書」を上記の申込先(農業用資材等購入店舗)に提出してください。

～ 当該事業は、国の重点支援地方創生臨時交付金を財源として実施します。～



お問い合わせ

糸満市 経済部 農政課

所在地：糸満市潮崎町1丁目1番地

連絡先：（098）840－8134

令和 7 年度糸満市農業用資材等臨時支援事業補助金 ～ 申込に係る注意事項 ～

(令和 7 年 8 月 1 日時点版)

- 補助額については、令和 3 年 4 月と令和 7 年 4 月（基準月）の販売価格（税抜）との差額の約 50% とします。
※ 予算の範囲内での補助となりますので、ご注意ください。
- 補助対象品目の大幅な価格改定に伴い、補助額が変動する場合があります。
- 原則、令和 8 年 3 月までに自らの農業生産に使用する分に限ります。
- 農業を営む者（農家として税の申告を行っている者）に該当しない場合は、交付対象外となります。
- 補助金は令和 8 年 3 月頃までに、指定の口座に振り込みます（補助金振込の際、通知等はいりません）。
- 本事業の目的を理解し、糸満市及び各事業者（販売業者）からの調査等に協力すること。
- 虚偽の申請や違反した場合は、補助金を返還していただくことがあります。